



広 報

いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp/>

平成14年

SEP
9 月

No. 467



豪快！飯館牛丸焼き

8月10日、村民の森あいの沢でいいたて夏まつり「牛肉フェスティバル PART II」が行われました。

この日目玉となった飯館牛の丸焼きとバーベキューに、会場はおいしい笑顔がたくさんあふれていました。

関連記事（8、9ページ）

やちごと
活力あふれる
りわこりてー・ライフ
いいたて

平成14年10月から

70歳以上の医療保険制度の一部が変わります

ここが変わります

- ① 老人保健で医療を受ける方の対象年齢が、70歳以上から75歳以上になります。
- ② 医療機関に支払うお金が定額の850円から、実際にかかった医療費の1割(2割)になります。
- ③ 高額医療費の自己負担限度額が変わります。

今年10月1日から国保と老人保健で医療を受ける方の対象年齢が変わります。また、医療を受けた時に病院に支払うお金も定額負担が廃止され、

実際にかかった医療費の1割(または2割)を負担するようになります。制度の概要は次のとおりです。

- ① 老人保健で医療を受ける方の対象年齢が、70歳以上から75歳以上になります。

70～74歳の方は従来の医療保険



昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは現在加入している医療保険で医療を受けることになりますので、現在加入している保険から新たに「高齢受給者証」が交付されます。75歳になると老人保健で医療を受けるようになるため、老人医療受給者証に切り替わります。

75歳以上の方は老人保健



75歳以上の方には引き続き老人医療受給者証が交付されます。

ただし、75歳未満でも、平成14年9月30日までに70歳の誕生日を迎え、すでに老人保健で医療を受けている方、寝たきりなど一定の障害があり、認定を受けた65歳以上の方は、引き続き老人医療の対象となります。

◎ 受給者証の交付、更新日程については平成14年9月5日号の広報いいたて「お知らせ版」をご覧ください。

②医療機関に支払うお金が定額の850円から、実際にかかった医療費の1割(2割)になります。

今まで70歳以上の方は、外来の医療費の負担が定額の1回850円(定額制の診療所の場合)、それ以外は1割負担でしたが、今回の改正で、定額診療所であるにかかわらず、かかった医療費の1割(または所得により2割)の負担をすることになります。

平成14年9月30日まで

かかった費用の1割負担(定額制の診療所では外来1回850円)
(ただし、外来の負担限度額は1ヵ月に3,200円、大病院では5,300円まで)

平成14年10月1日から

かかった費用の1割負担
ただし、一定以上所得者(注1)は2割負担
(診療所及び大病院の外来月額負担限度額及び定額負担選択制は廃止)

注1

一定以上所得者……高齢者(70歳以上)の収入がおおむね
1人の場合450万円以上、2人の場合637万円以上の方です。

③高額医療費の自己負担限度額が変わります。

医療機関に支払う窓口負担の1ヶ月の限度額(自己負担限度額)が変わります。

なお、限度額を超えた支払いについては、役場保健福祉課に申請すると払い戻しが受けられます(高額医療費の支給)。

平成14年9月30日まで

70歳以上			自己負担限度額	
			外来	入院
	一般		3,200円 (大病院 5,300円)	37,200円
	低所得者	住民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者		24,600円
				15,000円

平成14年10月1日から

70歳以上			自己負担限度額		
			外来(個人ごと)	入院	世帯単位
	一定以上所得者		40,200円	72,300円+1% (40,200円)	72,300円+1% (40,200円)
	一般		12,000円	40,200円	40,200円
	低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ 注2	8,000円 注3	24,600円	24,600円
		Ⅰ		15,000円	15,000円

※ 外来で医療機関にかかった場合は、いったん1割(または2割)を負担することとなり、外来個人の負担限度額を超える場合は、高額医療申請により払い戻しが受けられます。

注2

低所得者Ⅱ……その属する世帯の世帯主及び世帯全員が住民税非課税である方

注3

低所得者Ⅰ……その属する世帯の世帯主及び世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が0、かつ年金収入が65万円以下の方。

詳しくは、役場保健福祉課まで (TEL 42-1619)